

平成19年3月に支給する知事及び副知事の給料の特例に関する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第39号

平成19年3月に支給する知事及び副知事の給料の特例に関する条例

平成19年3月に支給する知事及び副知事の給料月額、特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年鳥取県条例第57号）第3条第2項及び鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成17年鳥取県条例第44号）第2条第1項の規定にかかわらず、同項本文に規定する給料月額から当該額の10分の1に相当する額を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、特別職の職員の給与に関する条例第3条第2項に規定する額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。